１－２ 悪臭防止法体系図

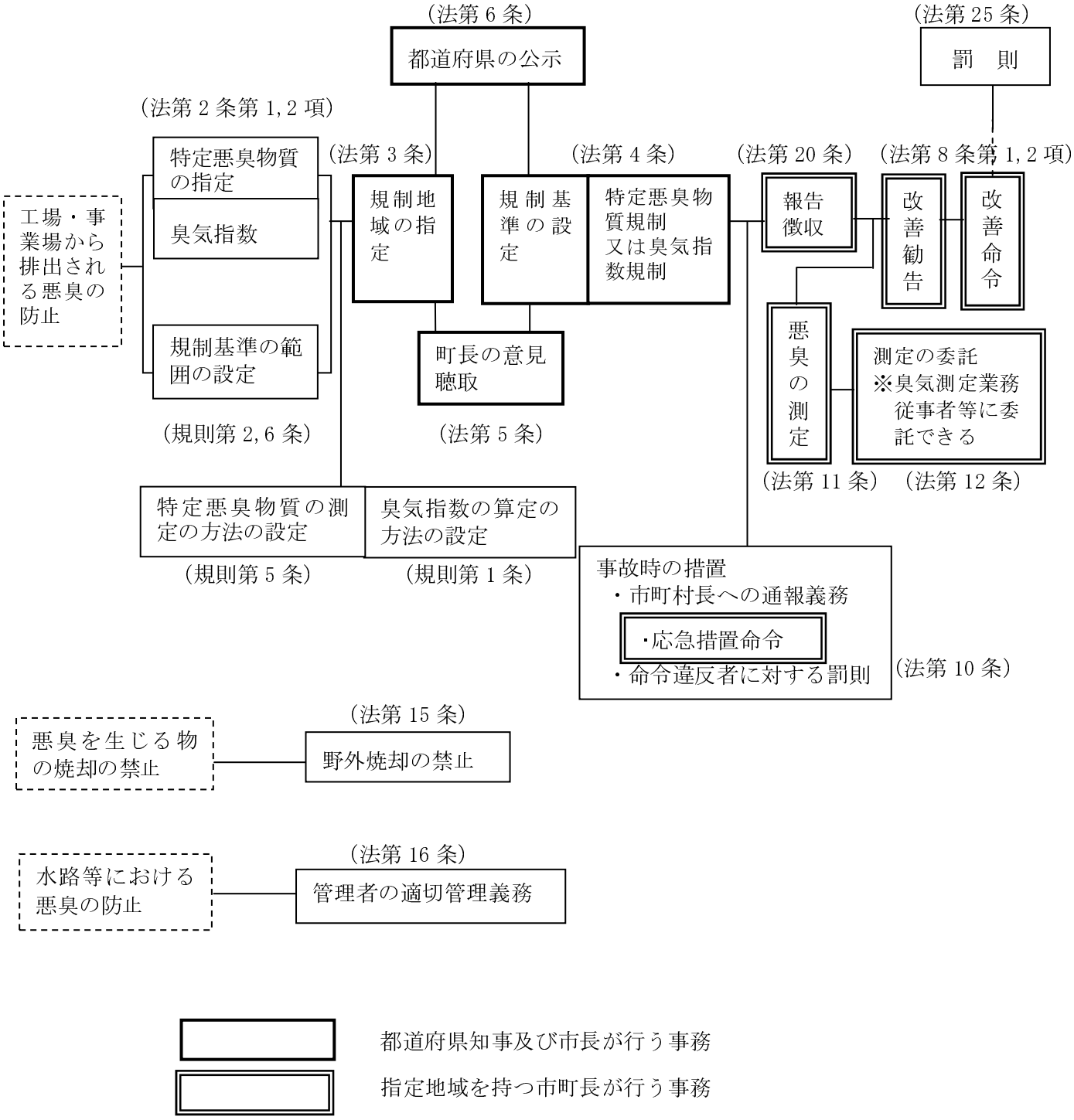
（法第 6 条）
都道府県の公示
（法第 25 条）
罰　則
（法第 2 条第 1,2 項）
特定悪臭物質の指定
臭気指数
規制基準の範囲の設定
工場・事業場から排出される悪臭の防止
（法第 3 条）
規制地域の指定
（法第 4 条）
規制基準の設定
特定悪臭物質規制又は臭気指数規制
（法第 20 条）
報告徴収
（法第 8 条第 1,2 項）
改善勧告
改善命令
悪臭の測定
測定の委託
※臭気測定業務従事者等に委託できる
町長の意見聴取
（規則第 2,6 条）
（法第 5 条）
（法第 11 条）
（法第 12 条）
特定悪臭物質の測定の方法の設定
臭気指数の算定の方法の設定
（規則第 5 条）
（規則第 1 条）
事故時の措置
・市町村長への通報義務
・応急措置命令
・命令違反者に対する罰則
（法第 10 条）
（法第 15 条）
悪臭を生じる物の焼却の禁止
野外焼却の禁止
（法第 16 条）
水路等における悪臭の防止
管理者の適切管理義務
都道府県知事及び市長が行う事務
指定地域を持つ市町長が行う事務